

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 佳日会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佳日会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事及び評議員をいう。

(理事会または評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事及び評議員が理事会または評議員会に出席したときは、1日分の報酬として5,000円及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事または評議員が日常業務として、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会または評議員会に出席したときは、1日分の報酬5,000円及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1) 平成29年4月1日より適用する